

裁判員裁判の経験レポート

会員 一瀬 太一 (61期)

1 事案の概要

本件は、共同で仕事をしている甲の自宅に同居している被告人が、就職先が決まるまでという条件で甲宅に居候していた被害者（外国人）との間で起こした傷害致死事件である。概要としては、事件前日から被害者と甲は一晩中酒を飲み続けていたなか、朝起床した被告人が甲と仕事の話をしていたところで被害者が突如として居室内で唾を吐いたことから、被告人が被害者の頭部や顔面を多数回殴打し、その数時間後に被害者の異変に気付いた被告人が119番通報したものの、その後被害者は死亡したというものである。

私は、傷害事件の被疑者国選として選任を受けたが、勾留満期の5日前に被害者が死亡したことから、起訴時点で傷害致死に罪名が切り替わり、裁判員裁判となった。起訴時点で、東京弁護士会人権課に複数選任候補者の紹介依頼を行い、当会の村中貴之会員から了承を得て、以後村中会員と共に、私にとっての初めての裁判員裁判に臨んだ。

2 捜査段階

初回接見の段階で、罪体には概ね争いが無いことが確認された一方で、担当刑事からは、被害者は回復困難であり、数週間持たないと説明を受けた。被告人及び家族の資力状況からして被害弁償、示談が困難な状況であったことから、被告人の真摯な反省の態度や更生環境が情状弁護の柱になると考え、まずは、毎日被害者に宛てた手紙を書いて貰っては連日の接見の際に確認した。

3 起訴後弁護・公判前整理手続

検察官の証明予定事実については、被告人が事件数日前に被害者の態度を注意した動機及び情状以外については争わず、弁護側の予定主張としては、事件の原因が被害者にあること、結果の偶然性や被告人に自首が成立すること、被告人の反省及び遺族の処罰感情が減退していることなどを主張した。

起訴後、被害者の元妻及びその子、被害者の兄弟に宛てた被告人作成の謝罪文を送付した上で、直接電話を入れた。被害弁償が困難な状況のなか、元妻から謝罪文で十分であるとの話を聞き出せた。そこで、電話聴取報告書を作成し、検察官に対して、これを証拠請求しつつ合意書面の作成を持ち掛けた。しかし、元妻は東北地方に在住していたところ、地震の影響から検察官・被告人双方が元妻と連絡が取れなくなったこともあり、甲号証の元妻の調書に同意する一方で、これに続いて弁号証の電話聴取報告書を取り調べるよう要請し、認められた。

また、被害者兄弟に対しても電話で事情を聞き取っていたなか、地震の影響から近日中に帰国する予定であり、被害者のことをやっている暇はないといった話が出た。そこで、遺族感情として処罰感情が強くないのではないかとの考えから、電話聴取報告書に纏め証拠請求した。そして、元妻の場合と同様に、当方の意向を踏まえ、甲号証の兄弟の調書に引き続き、弁号証の電話聴取報告書が取り調べられることとなった。

なお、証拠意見としては、甲号証については、証拠の圧縮が必要と考える証拠については全て不同意とし、証拠圧縮過程においても、弁護側の意見を反

映するように検察官に対して申し入れ、実現できた。また、乙号証の供述調書は、被告人質問先行を理由として全部不同意とした。弁護側請求証拠としては、書証は遺族に宛てた謝罪文、情状証人は被告人の母及び妹、甲の3人を請求した。弁護の柱は、事件の背景事情や被告人の人柄（粗暴性が全くない）とすることで公判に臨んだ。

4 公判

① 冒頭陳述

冒頭陳述では、事前に冒頭陳述の概要を記載したメモ紙を配布し、事件の背景事情を説明しつつ、本件は執行猶予判決とすべきか否かが争点であると説明し、事件の背景事情や被告人の人柄を考えながら証拠調べに臨みたいと説明した。弁護側の主張の概要を示せたことで、裁判員に争点を意識付けることができたと感じられた。

② 証拠調べ

前記のように、証拠の取調順序については、遺族調書の検察官による読み上げの直後に弁護側の電話聴取報告書を読み上げた。検察官が遺族調書を読み上げて処罰感情が強いといった印象を持った直後に、それと方向性が異なる証拠に直面することで、裁判員に対して、現時点の遺族の処罰感情が減退していることを意識付けることができたのではないかと感じた。なお、乙号証の供述調書については、被告人質問終了後、検察官より請求が撤回された。

③ 論告・弁論

検察官は、本件が短絡的かつ悪質であり粗暴性があるとし、また自首も成立しないとして、懲役6年を

求刑した。想定していた範囲内ではあったものの、執行猶予を得るためには厳しい求刑であると感じた。弁論では、冒頭陳述と対応させつつパワーポイントを用いて説明し、概要を記載したメモ紙は、裁判員の意識が紙に向かないように終了後に配布することとした。量刑検索システムについても、同種事案における執行猶予判決とされた事案を類型化した上でその該当性を論じ、被告人の真摯な反省、被告人の人柄を全面的に押し出し、何故温厚な被告人が、本件に至ったのかを中心に展開した。

④ 判決

判決は、自首の成立を肯定した上で懲役4年の実刑判決だった。死亡結果の重大性という点を重視したといった印象を受けた。ただ、裁判長より、被告人が本件犯行に至った経緯については、心に余裕がなかったと思われる、裁判所はあなたが真摯に反省していることは十分に理解している、との指摘を受けた。更に、仮釈放の制度もあることから、あなた次第で社会復帰を早くすることもできるなどといった励ましも受けた。判決自体は、実刑判決ではあったものの、弁護側の意図はある程度裁判員に受け入れられたのではないかと感じた。

5 最後に

反省すべき点は多々あるが、何とかやり遂げることができた。判決後、被告人や家族から、やるだけのことをやって貰えたと感謝の言葉を貰った。裁判員裁判では、既に多くの指摘があるところであるが、裁判官裁判に比して、事実の伝え方に関する弁護人の工夫次第で、判決も当然に変わってくるのではないかと感じた。